

## 剰余金処分案

(令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)

			円
I 当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)			
1 当期純利益金額	××		
(又は当期純損失金額)	(△××)		
2 前期繰越剰余金	××		
(又は前期繰越損失金)	(△××)		
3 過年度税効果調整額	<u>××</u>		×××
II 組合積立金取崩額			
1 特別積立金取崩額	××		×××
III 剰余金処分類			
1 利益準備金	××		
2 就労創出等積立金	××		
3 教育繰越金	××		
4 組合積立金			
特別積立金	××		
〇〇周年記念事業積立金	××		
役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××	
5 従事分量配当金(組合)		××	
6 利用分量配当金(連合会)			
〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
IV 次期繰越剰余金			<u>×××</u>

(作成上の留意事項)

・利益準備金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失がある場合にはこれを填補した後の金額)をもとに計上すること。